

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚,配偶者の転勤,妊娠,出産,育児,介護,自己啓発(就学、資格取得等),病気療養,その他会社が認めた理由
② 対象者の年齢	再雇用時の年齢が満65歳以下であること
③ 対象者は退職後何年以内か	再雇用時までの離職期間が4年以内であること 但し、【再雇用を希望する旨の申し出】が、離職後3年経過している場合は、申し出提出時点より再雇用時の要件を1年間延長とする。
④ 再雇用時の処遇について	再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験、能力開発の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の勤務地、社員区分、職種、資格等級を維持するよう努める。ただし、本人の希望、事業所の業務・人員の状況等を踏まえ決定する。
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について	会社は再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と比較して、合理的な理由なく低く取り扱わない。
⑥ その他会社独自の制度	再雇用者への教育訓練【OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング】再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施するよう努める。
2 制度導入日	
令和2年12月1日	